主

原判決中被告人に関する部分を破棄する。

被告人を懲役六月に処する。

押収にかかる現金四千円(東京地方裁判所昭和三八年押第九〇〇号、当 庁同年押第六九六号の1)、現金四万九千五拾円(同16)、花札参箱、寺袋壱 枚、受皿壱個、盆布壱枚、毛布壱枚、止め鋲二拾四本、替銭札弐拾枚、海綿壷弐 個、メモ帳五冊、メモ紙片七枚、二色鉛筆弐拾五本、寺箱壱個及び小刀壱挺(同17ないし29)は、これを没収する。

理由

本件控訴の趣意は、弁護人遠山丙市提出の控訴趣意書に記載されたとおりであるから、ここにこれを引用する。

誤つたものであり、この誤は、判決に影響を及ぼすことが明らかである。 よつて、控訴趣意(量刑不当の主張)に対する判断は、ここではこれを省略し、 刑事訴訟法第三百九十七条第一項第三百八十条により原判決中被告人に関する部分 を破棄し、同法第四百条但書により当裁判所は右部分につき次のとおり判決する。

原判決が適法に認定した被告人に対する罪となるべき事実に法令を適用すると、被告人の所為は、刑法第百八十六条第二項に該当するのでその所定刑期範囲内で量刑すべきところ、情状を検討すると、記録によれば、被告人は、昭和三十年頃東京都台東区 a 界隈を根城とする博徒 A 一家の身内となり、昭和三十四年頃から貸認のより、町一帯を縄張りに持ち、賭場の開張を渡世としていたものであることが認められ、以上の点に記録に現われている被告人の境遇、年令、性行、前科関係、犯罪後の情況その他諸般の事情を総合して考量したうえ、被告人を懲役六月に処し、文第三項掲記の物件中現金四千円(東京地方裁判所昭和三八年押第九〇〇号の大文第三項掲記の物件中現金四千円(東京地方裁判所昭和三八年押第九〇〇号の人で第三項掲記の物件中現金四千円(東京地方裁判所昭和三八年才第九〇〇号の人で、以外の者に属しないから、同法第十九条第一項第三号第二項によりこれを没収することとし、主文のとおり判決する。

(裁判長判事 坂間孝司 判事 栗田正 判事 有路不二男)